

大分県主要農作物奨励品種選定要領

(目的)

第1 県内の主要農作物における奨励品種の選定に当たって、奨励品種決定調査（以下「調査」という。）に供する調査対象品種の選定、調査基準及び調査方法、調査成績に基づく奨励品種の改廃基準、改廃の手続き等を定めることにより、今後の県の基幹品種となるべき優良品種の選定を図るものとする。

(農作物の種類)

第2 この要領において取り扱う作物は、稲、麦類及び大豆（いずれも食用又は酒造用に限る）とする。

(県の奨励する品種の種類)

第3 奨励品種、認定品種の二種類とする。

(選定の基本方針)

第4 本県主要農作物の商品価値の維持向上を達成するため、県の奨励品種は努めて生産者並びに実需者の意向を尊重して選定するものとする。

(調査対象品種における選定の基準)

第5 調査の対象となる品種（国からの新規配布系統は除く）は、次のすべての要件を満たすものの中から大分県主要農作物奨励品種審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て決定するものとする。ただし、調査対象品種の提出については、農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループまたは品種の育成者のみ行いうるものとする。

- 一 調査に支障のない程度に品種の固定が進んでいること。
- 二 調査に必要な種子が十分に供給されること。
- 三 病虫害抵抗性等その他の主要な特性について、検定により明らかにされていること。
- 四 本県における対象品種との比較栽培試験等により、対象品種より改善された点が認められること。

2 前項の品種の育成者（公的機関は除く）は、調査を受けようとする品種について、前項の一から四までの事項に関する資料を添えて、県農林水産部農地活用・集落営農課に次にあげる期日までに第1号様式にて申請を行うものとする。

春夏作 12月20日

秋冬作 6月30日

(調査)

第6 調査の期間は原則として3年以上とする。ただし、3年未満の調査であっても他の都道府県その他の機関の調査結果から調査対象品種の特性が明らかかな場合には、この期間を

短縮することができる。

- 2 調査の種類及び耕種概要は、別表1のとおりとする。
- 3 基本調査は、調査対象品種の特性を明らかにするため、1年目に予備調査、2年目以降に本調査を行う。ただし、当該品種の特性が明らかな場合には、予備調査を省略することができる。
- 4 現地調査は、基本調査の予備調査が終了してから行う。
- 5 調査には、次の品種を含めなければならない。
 - 一 標準品種：原則として奨励品種として普及しており、調査対象品種の比較対象の基準となる品種。
 - 二 比較品種：特定の形質を比較するための品種。
- 6 調査対象品種の特性が標準品種および比較品種と比較して、これ以上調査に値しないと審査会において判断されたものは、3年未満であっても調査を終了することができる。
- 7 調査に係る費用については、別途県と協議して決定する。

(奨励品種における選定の基準)

- 第7 奨励品種の採用においておおむね次の基準のいずれかを満たしている品種のうち、普及上特に支障となる欠点のないものの中から選択するものとする。
- 一 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性及び生産物の利用上の重要な特性を総合的に勘案し、既存の奨励品種（以下「対象品種」という。）と比較して明らかに優れていると認められること。ただし、特殊用途、特殊栽培又は特殊地帯を対象に県が特に指導奨励上必要とするものについては普及目的等を明記して奨励品種とすることができる。
 - 二 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性又は生産物の利用上の重要な特性のいずれかについて、対象品種と比較して明らかに優れていると認められること。
- 2 奨励品種の廃棄において次のいずれかに該当すると認められるとき、当該奨励品種を廃棄することができるものとする。
- 一 奨励品種の特性が変化し、前項の基準を満たさなくなった場合。
 - 二 普及対象地域で栽培上重要とされる特性又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合。
 - 三 当該品種に係る作付面積が著しく減少し、今後とも増加の見通しが無い場合。
 - 四 新たな奨励品種によって代替が可能である場合。
 - 五 当該品種の種子の供給が困難となった場合。
- 3 認定品種とは、奨励品種決定調査等の結果、下記の各号のいずれかに該当するもの。
- 一 近い将来、奨励品種として有望と思われるもの。
 - 二 奨励品種であったが作付比率が低下したもの。
 - 三 地域適応性が限定されているもの。
 - 四 以上の一般的基準によるほか、その細目は別表2による。

(県の奨励する品種決定のための地域区分)

第8 気象、土質及び農業経営事情等を異にする地域に区分して奨励する品種の適応地域を明らかにしておく必要があるときは、あらかじめ審査会の了解を受けておくものとする。

(審査会の開催)

第9 会長は、農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループの調査結果等により、県の奨励する品種として採用又は廃棄することが適当と思われるものが生じた場合、審査会を開催する。

2 審査会は、原則として次の区分により開催する。

稲・大豆 1月

麦 類 7月

3 審査会には、次の各号に掲げる資料を提出する。

一 品種の来歴、特性、試験成績（現地試験及び類似県の成績を含める。）

二 品種別作付面積及び変遷（過去5年以上）

三 品質、食味に関する資料

四 標本及び写真

五 試食に供する現物

六 その他審査に必要な資料

なお、一、二に掲げる資料は審査会の7日前までに委員に配布し、審査に便ならしめるよう措置するものとする。

(奨励品種の決定)

第10 知事は、審査会の審議結果を適当と認めた場合、県の奨励する品種を決定し、これを公表する。

補 則

この要領は、平成30年4月1日付けで施行する。

第1号様式（第5の2関係）

第 号
年 月 日

大分県農林水産部
農地活用・集落営農課長 殿

住 所
組織名
代表者氏名 印

奨励品種決定調査への供試について（依頼）

このことについて、下記のとおり依頼します。

記

- 1 品目
- 2 供試を希望する品種系統
 - 1) 名称
 - 2) 来歴
- 3 奨励品種となった場合に、県・生産者等に付す要件（種子生産、収穫物の出荷等）

以下の資料を添付すること。

- 一 調査に支障のない程度に品種の固定が進んでいること。
- 二 調査に必要な種子が十分に供給されること。
- 三 病虫害抵抗性等その他の主要な特性について、検定により明らかにされていること。
- 四 本県における対象品種との比較栽培試験等により、対象品種より改善された点が認められること。

別表 1

奨励品種決定調査の耕種概要

調査の種類		農作物の種類	区 制		耕種法の種類
			1区面積	区 数	
基本調査	予備調査	稲 麦 類 大 豆	6 m ² 以上 1 0 m ² 以上 1 2 m ² 以上	2 区以上	作期、施肥水準、移植の方法等について県に最も普及している耕種様式により調査を行う。
	本調査	稲 麦 類 大 豆	6 m ² 以上 1 0 m ² 以上 1 2 m ² 以上	2 区以上	作期、施肥水準、移植または播種の方法等について県に普及している耕種様式を原則として複数用いて調査を行う。
現地調査		稲 麦 類 大 豆	2 0 m ² 以上	2 区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について当該奨励品種適応地域に最も普及している耕種様式により調査を行う。

(注1) 1区面積は、原則的な数値。

(注2) 麦類は、大麦、小麦及び裸麦をいう。

(注3) 奨励品種適応地域は、知事が県の自然的経済的条件を勘案して区分決定した地域のことをいう。

別表 2

1. 県の奨励する品種の基準表

区 分	作物の種類	全作付面積に対する当該品種の作付比率	収量・耐病性	品 質	食 味
奨 励 品 種	稲 麦 類 大 豆	5 %以上 5 %以上 1 0 %以上	収量が既存の対象奨励品種よりもまさるものか、収量は同等で耐病性等について特にすぐれた特性を有すると判定されたもの。	既存の対象奨励品種と比べ劣らなると判定されたもの	直接食用に供するものは、試食会において既存の対象奨励品種と比べ劣らなると判定されたもの。
認 定 品 種	稲 麦 類 大 豆	3 %以上 3 %以上 5 %以上			

2. 基準表の取扱い

- ① 基準表の作付比率欄は、特殊用途又は特殊地帯向きの品種については、全作付面積に対する当該品種の作付比率が基準を満たさない場合は、適応面積に対する作付率は10%を基準とし、審査会において協議のうえ決定する。
- ② 新たに採用する品種については、作付比率の制限を4か年間は適用しない。
- ③ 直接食用以外の用途に供するものの品質、食味の取扱いは、審査会において協議のうえ決定する。
- ④ 民間事業者が育成した品種で、当該品種の種子を民間事業者が生産して需要農家に安定的に供給することが可能な場合にあっては、作付比率の制限を適用しない。